

○橋梁点検について

平成26年6月に国土交通省(国)の基準が改訂されました。「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、道路法第2条1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋梁に関し、5年ごとの近接目視による点検が義務化されました。

近接目視とは、徒歩・橋梁点検車・梯子等による肉眼で評価することができる距離で点検することをいいます。

浜中町では、管理する56橋の橋梁において、安全かつ快適な道路環境整備を図るために計画的に点検を進め、損傷や劣化の早期発見に努めております。

○健全性の判定区分について

健全性の診断については、「北海道市町村橋梁点検マニュアル(案)」(平成27年8月訂正-北海道道路メンテナンス会議)に基づき、表-1に示す判定区分により部材評価を行い、橋梁の健全性をI～IVの4段階で総合的に評価を行なっております。

表-1 判定区分

区分		定義
I	健全	道路橋等の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋等の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋等の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋等の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

○平成28年度橋梁点検結果【浜中町】

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	全幅員 (m)	管理者	行政区域		点検記録	判定区分
橋梁名	フリガナ						管理者名	都道府県名	市区町村名	
丸佐橋	(マルサバシ)	円朱別原野北4号道路	1970	32.5	6.3	浜中町	北海道	浜中町		III

平成28年度橋梁点検実施中の56橋のうち、今後、補修工事を予定している1橋について、平成28年1月1日時点での点検結果をとりまとめております。